

部長及び参事官

殿

所属長

交規発第466号

(情管)

令和4年12月26日

30年保存(口訓)

本部長

自動車保管場所制度運用要領の制定について(通達甲)

自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度等の運用に関しては「自動車保管場所制度運用要領の制定について(通達甲)」(平成28年1月28日交規発第58号)により運用してきたところであるが、電子申請の運用開始に伴い、新たに別添のとおり「自動車保管場所制度運用要領」を定め、令和5年1月4日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、この通達甲の実施をもって旧通達甲は廃止する。

自動車保管場所制度運用要領

第1 総則関係

1 趣旨

この要領は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）第4条から第7条までの規定並びにこれに基づく自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号。以下「政令」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）の規定による自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度（以下「自動車保管場所制度」という。）の運用に関し必要となる事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第2条第2項に規定する自動車（二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車を除く。）をいう。

(2) 登録自動車

車両法第4条の規定により、登録を受けることとなる自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）をいう。

(3) 保有者

法第2条第2号に規定する保有者をいい、自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。通常、保有者とは、自家用自動車の所有者及び使用者、自動車運送事業者、レンタカー業者、リース形態の場合の自動車の借借人等が挙げられる。

(4) 保管場所

法第2条第3号に規定する保管場所をいい、車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所をいう。

(5) 自動車の使用の本拠の位置

法の定義はないが、原則として、自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地をいい、通常、保有者が自然人の場合はその住所又は居所を、法人の場合はその事務所の所在地をいう。

なお、保有者が自然人である場合の保有者の住所とは、保有者が当該自動車を使用して営む生活の事実上の根拠地となっている場所をいう。

(6) 保管場所使用権原

保有者が自動車の保管場所として使用する土地又は建物につき、当該場所が法令上保管場所として使用し、又は自動車が進入することが禁止されている場所以外であって、所有権、貸借権等の権利を有することをいう。

(7) OSSシステム

自動車を保有するために必要な手続並びに税及び手数料の納付を電気通信回線による申請で一括して行うことができる自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム（以下「OSSシステム」という。）で、都道府県警察、地方運輸局運輸支局、都道府県税事務所及び車両法第7条第4項に規定する登録情報処理機関がそれぞれ管理する個別のシステムを連結して構築されたものをいう。

(8) 書面申請

書面により行う法第4条第1項に規定する申請をいう。

(9) 電子申請

OSSシステムを使用して行う法第4条第1項ただし書に規定する申請をいう。

第2 自動車保管場所証明等を必要とする対象自動車

1 自動車保管場所証明が必要な対象自動車

自動車の使用の本拠の位置が政令附則第2項第1号に規定する地域（以下「登録自動車適用地域」という。）にある登録自動車であって、次のいずれかの処分を受けようとするものとする。

- (1) 車両法第4条に規定する処分（新規に登録し、運行の用に供するとき。）
- (2) 車両法第12条に規定する処分（所有者は変わらず、使用の本拠の位置に変更があったときに限る。）
- (3) 車両法第13条に規定する処分（所有者及び使用の本拠の位置に変更があったときに限る。）

2 自動車保管場所届出が必要な対象自動車

(1) 自動車保管場所届出（新規）が必要なもの

ア 自動車の使用の本拠の位置が政令附則第2項第2号に規定する地域（以下「軽自動車適用地域」という。）にある軽自動車であって、新規に運行の用に供するもの（法第5条）

イ 自動車の使用の本拠の位置が軽自動車適用地域以外の地域から軽自動車適用地域に変更される軽自動車であって、保管場所の位置が変更するもの（法附則第7項第1号）

ウ 軽自動車適用地域となった際、現にその地域に使用の本拠の位置を有して運行の用に供している軽自動車で、当該地域が軽自動車適用地域となった日以後に適用日における所有者の変更があった場合における新所有者であって、かつ、軽自動車適用地域にその使用の本拠の位置を有して運用の用に供しようとするもの（法附則第7項第2号）

エ 運送事業用自動車である軽自動車（軽自動車適用地域に自動車の使用の本拠の位置があるものに限る。）が運送事業用自動車でなくなった場合において、引き続き当該軽自動車を運行の用に供しようとするとき（変更登録又は移転登録を除く。）。（法第13条第3項）

(2) 自動車保管場所届出（変更）が必要なもの

ア 自動車の使用の本拠の位置が登録自動車適用地域にある登録自動車で、自動車の使用の本拠の位置に変更がなく、保管場所の位置を変更したもの（法第7条第1項。法附則第8項において準用する場合を含む。）

イ 自動車の使用の本拠の位置が軽自動車適用地域にある法第5条の規定による届出を行っている軽自動車で、当該届出に係る保管場所の位置を変更し、又は保管場所の変更を伴う所有者若しくは使用の本拠の位置の変更があったもの（法第7条第1項）

ウ 運送事業用自動車である軽自動車（軽自動車適用地域に自動車の使用の本拠の位置があるものに限る。）が運送事業用自動車でなくなった場合において、引き続き当該軽自動車を運行の用に供しようとするとき（変更登録又は移転登録を除く。）の当該自動車の所有者の届出に係る保管場所の位置を変更したとき。（法第13条第4項において準用する場合を含む。）

第3 自動車保管場所証明申請等に必要な書面等（電子申請を除く。）

申請者及び届出者の負担を軽減するとともに、事務の合理化を図るため、自動車保管場所証明申請、保管場所標章交付申請、自動車保管場所証明書再交付申請、自動車保管場所届出（新規・変更）及び保管場所標章再交付申請（以下「自動車保管場所証明申請等」という。）に係る様式については、その用途に応じ、ワンライティング化したものとし、必要な関係書類については次に掲げるとおりとする。

1 自動車保管場所証明申請及び保管場所標章交付申請の場合

(1) 申請書

別記様式第1号の自動車保管場所証明申請書（自動車保管場所証明書）（以下「証明申請書（証明書）」という。）2通、別記様式第2号の保管

場所標章交付申請書（保管場所標章番号通知書）（以下「標章交付申請書（番号通知書）」という。）2通の順につづった4枚複写式のものとする。

(2) 添付書面

ア 規則第1条第2項第1号に規定する保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面

(ア) 自動車の所有者の土地又は建物を保管場所として使用する場合は別記様式第3号の保管場所使用権原疎明書面（自認書）

(イ) 他人の土地又は建物を保管場所として使用する場合は

土地又は建物の管理者から保管場所としての使用の承諾を受けていることを疎明する書面として、次のいずれか1通とする。この場合において、当該保管場所の使用期間は、原則として申請時以降も継続的な使用が認められる期間に限るものとする。

a 駐車場賃貸借契約書の写し又は駐車場料金の領収書その他駐車場の賃貸借を疎明する書面

b 別記様式第4号の保管場所使用承諾証明書（以下「使用承諾証明書」という。）

c 当該自動車の使用に関連のある公営住宅等を管理する公法人が、当該自動車の所有者が保管場所として使用する権原を有することを確認したときは、当該公法人の発行する確認証明書

(ウ) 他人と共有し、又は他人の共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合は

当該土地又は建物の共有者全員が連署した使用承諾証明書

イ 規則第1条第2項第2号に規定する当該申請に係る場所等の所在図及び同項第3号に規定する当該申請に係る場所等の詳細を表示した配置図

別記様式第5号の保管場所の所在図及び別記様式第6号の保管場所配置図又はこれらの様式で求める事項が確認できる資料によるものとする。ただし、当該申請に係る使用の本拠の位置が規則第1条第3項に掲げる場合に該当するときは、所在図を省略することができる。

(3) 添付書面の省略

複数の自動車を同一の保管場所の位置に保管することを内容とする申請が同時になされたときは、(2)の添付書面は1通で足りるものとする。ただし、配置図にあっては、当該申請等に係る全ての自動車の保管場所の位置が明らかにされていなければならない。

2 自動車保管場所証明書再交付申請の場合

1に定める4枚複写式のものから、証明申請書（証明書）2通を抜き出したものを用いるものとする。

3 自動車保管場所届出（新規・変更）の場合

(1) 届出書

別記様式第7号の自動車保管場所届出書（新規・変更）（以下「保管場所届出書」という。）1通、標章交付申請書（番号通知書）2通の順につづった3枚複写式のものとする。

(2) 添付書面

1(2)に定める添付書面については、自動車保管場所届出（新規・変更）の添付書面について準用する。この場合において、1(2)イのただし書中「規則第1条第3項」とあるのを「規則第3条第2項の規定により読み替えて準用する規則第1条第3項」と読み替えるものとする。

(3) 添付書面の省略

1(3)の定めを準用する。

4 保管場所標章再交付申請の場合

別記様式第8号の保管場所標章再交付申請書（保管場所標章番号通知書）（以下「標章再交付申請書（番号通知書）」という。）2枚複写式のものとする。

第4 自動車保管場所証明申請等に関する一般的事項

1 自動車保管場所証明申請等の受理及び処理

自動車保管場所証明申請等の受理及び処理は、当該自動車の保管場所の位置（自動車保管場所変更届出については、変更後の保管場所の位置）を管轄する署長が行うものとする。

2 自動車保管場所証明申請等に係る様式の記載要領

(1) 記載上の注意事項

ア 「車台番号」欄の記載

申請時に車台番号が確定していないため車台番号を記載することができずに行った申請である場合は、受理するものとする。ただし、車台番号が記載されていない間は、自動車保管場所証明書、保管場所標章番号通知書及び保管場所標章の交付はできない。

イ 「自動車の使用の本拠の位置」欄及び「自動車の保管場所の位置」欄の記載

原則として住居表示とし、住居表示区域外の場所である場合は、登記簿登載の当該土地又は建物の地番とする。

ウ 「※保管場所標章番号」欄の記載

規則第1条第3項の規定により添付書面のうち所在図を省略しようとする場合に、旧自動車の保管場所標章番号を記載させること。

エ 「申請者の氏名」欄の記載

申請者が法人である場合は、当該法人の名称及び代表者を記載させること。

オ 「自己単独所有・その他」欄の記載

この欄は、保管場所使用権原がどこにあるかを選択して丸で囲むこと。

カ 「自動車登録番号」欄の記載

この欄は、自動車登録番号の変更を伴わない自動車保管場所証明申請である場合に限り、当該申請に係る自動車登録番号を記載させること。

キ 「旧車の登録番号」欄の記載

この欄は、車両の代替申請の際旧車の処分を確認するために、旧車の登録番号を記載させること。

ク 「連絡先」欄の記載

この欄は、保有者が保有者本人以外の協力を得て自動車保管場所証明申請等をした場合において、当該申請等の内容についてその保有者に協力した者と連絡を取るときのために、その者の氏名及び電話番号を記載させること。

(2) 記載内容の訂正要領

ア 記載内容に訂正が必要である場合は、訂正箇所を二重線で抹消させること。ただし、訂正内容が不明確になるような大幅な訂正であるときは、新たな用紙に記載し再提出するよう申請者等に教示するものとする。

なお、自動車保管場所証明書、保管場所標章番号通知書及び保管場所標章の交付後の訂正は、認めないものとする。

イ 署長は、受理した証明申請書（証明書）、標章交付申請書（番号通知書）又は標章再交付申請書（番号通知書）の記載内容に訂正があった場合は、訂正箇所を確認の上、当該訂正箇所に職印を押印するものとする。

3 保管場所の適否の判断基準

保管場所の適否の判断は、次の基準によるものとする。

- (1) 当該自動車の使用の本拠の位置と保管場所との間の距離が、直線距離で2キロメートルを超えないものであること。
- (2) 当該自動車が法令の規定により通行することができないこととされる道

路以外の道路から支障なく出入りができ、かつ、その当該自動車全体を収容することができるものであること。

- (3) 保管場所に通じる道路について、道路交通法（昭和35年法律第105号）第8条第1項の規定による通行の禁止の規制が行われていないこと。ただし、公安委員会が規制の対象から除外し、又は署長がやむを得ない理由があると認めて許可することにより、当該自動車の通行が可能となることが明らかな場合は除く。
- (4) 保管場所が道路交通法第2条第1項第1号の「一般交通の用に供するその他の場所」に該当しないものであること。
- (5) 保管場所が法令により空地の確保の義務付けをしている場所でないこと。
- (6) 自動車の保有者が、当該自動車の保管場所として使用する権原を有するものであること。（政令第1条第3号）

なお、「保管場所として使用する権原を有する」とは、保管場所として使用する土地又は建物につき、当該場所が法令上保管場所として使用し、又は自動車が進入することが禁止されている場所以外のものである場合において、所有権、賃借権等の権利を有することをいい、「法令上保管場所として使用し、又は自動車が進入することが禁止されている場所」として通常考えられるものは、次のとおりである。

ア 消防法（昭和23年法律第186号）第10条の規定による危険物の製造所、貯蔵所、取扱所等の基準として、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第9条、第10条等に規定する危険物の製造所、貯蔵所、取扱所等の周囲に空地として保有されている場所

イ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条又は第21条の規定により、特別地域及び特別保護地区において、環境大臣等の許可を受けなければ自動車を使用してはならない場所

- (7) 保管場所が倉庫、展示場、作業所等他の目的に使用される部分である場合は、保管場所として認めないこと。ただし、保管場所としての空間が柵、鋸、区画線等により、常時確保されていることが明らかな場合は、この限りでない。

4 法第12条の規定による報告又は資料の提出要求

申請書・届出書及び添付書面がそろっており、必要事項が記載されていれば、当該申請を受理することとなるが、車庫飛ばし等違法行為が考えられるような場合は、次に掲げる書面について報告又は提出を求めることができるものとする。

- (1) 申請者の住所又は自動車の使用の本拠の位置を確認するための書面
- ア 住民票の写し
 - イ 印鑑登録証明書
 - ウ 電気料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収書等
- (2) 保管場所として使用する権原を有するかどうかを確認するための書面
- ア 当該土地又は建物の登記簿、固定資産台帳等の謄抄本又はその写し
 - イ 当該土地又は建物の所在地及びその所有者が記載されている市町村長の発行する固定資産評価額証明書、公課（公租）金証明書等
- 5 高知県以外で定められた自動車保管場所証明申請書等の様式の取扱い
高知県以外で定められた自動車保管場所証明申請書等の様式については、規則様式として有効であることを確認の上、当該申請書等を受理すること。

第5 申請及び届出状況の管理

1 保管場所管理システムによる管理

自動車保管場所証明事務については、自動車保管場所証明の業務の適正かつ円滑な運用を行うために構築された保管場所管理システムにより管理及び運営するものとする。

2 受理番号の取得

受理番号（自動車保管場所証明申請、自動車保管場所届出又は保管場所標章再交付申請を管理するための番号をいう。以下同じ。）は12桁とし、番号の先頭から1（1桁）、署コード番号（3桁）、年別（西暦年の下2桁）、申請番号（1桁）、暦年別の一連番号（5桁）とすること。ただし、申請番号（1桁）は、申請の種別及び申請等ごとに次の表により区分するものとする。

申請の種別	申請等	申請番号
電子申請	自動車保管場所証明申請	1
	自動車保管場所届出	2
	保管場所標章再交付申請	3
書面申請	自動車保管場所証明申請	6
	自動車保管場所届出	7

	保管場所標章再交付申請	8
--	-------------	---

第6 書面申請による自動車保管場所証明に関する手続

1 保管場所証明申請書等の受理時の手続

- (1) 第4の確認を行った結果、訂正の必要がなく証明申請書（証明書）及び添付書面（以下「保管場所証明申請書等」という。）が整っており、かつ、これらに必要な記載がなされている場合は、当該保管場所証明申請書等を受理すること。

なお、この場合において、あらかじめ自動車保管場所証明書の交付予定日等を申請者に告げるなどの配慮をし、住民の利便を図るように心掛けるものとする。

- (2) 標章交付申請書（番号通知書）は、自動車保管場所証明の申請時に仮の提出として申請日を記載していないものを受け付け、申請者が自動車保管場所証明書の交付を受けて保管場所標章の交付を受けようとするときに、当該日を申請日として記載させ、手数料が納付されたときをもって収受すること。

2 現地調査の委託及び調査結果の報告

署長は、「自動車保管場所の現地調査事務の委託に係る運用要領の制定について（通達甲）」（平成28年1月28日交規発第54号）に基づき、現地調査員による調査事務を迅速かつ的確に行わせるよう配意しなければならない。

3 自動車保管場所証明書の交付

- (1) 署長は、書類確認及び現地調査の結果に基づき、第4の3に定める基準及び法令に適合するか否かを総合的に判断し、保管場所が確保されていると認められた場合は、証明申請書（証明書）2通に証明書番号、証明年月日及び署長名を、標章交付申請書（番号通知書）2通に通知書番号、保管場所標章番号、交付年月日及び署長名を記載し、各申請書の1枚目及び作成した保管場所標章を速やかに交付するものとする。

- (2) 保管場所が確保されていると認められない場合の保管場所証明申請の取扱い

署長は、保管場所が確保されていると認められない場合は、速やかに申請者に対しその理由を連絡するとともに、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求の方法及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定による取消訴訟等の提起に関する事項を教示し、証明申請書（証明書）に「不可」と記載するとともに、当該証明申請書（証明

書)又は別紙に当該処分の理由、日付及び署長の職名を記載し、職印を押印の上、交付するものとする。この場合において、仮の提出を受けていた標章交付申請書(番号通知書)(收受及び高知県収入証紙の消印はしないこと。)は返還するが、証明申請書(証明書)の副本及び添付書面は返還しないものとする。

4 自動車保管場所証明書の再交付に関する手続

盗難、紛失、汚損等による自動車保管場所証明書の再交付申請は、当該自動車保管場所証明書の証明日から起算してから40日以内であるものに限り受け付けるものとし、この場合の手続は、次のとおりとする。

- (1) 再交付に係る自動車保管場所証明書の証明年月日は、先に交付した自動車保管場所証明書の証明年月日と同一とし、証明申請書(証明書)の右上部欄外の余白に黒色又は青色で「再交付」の印を押した上、当該証明申請書(証明書)の1枚目を交付するものとする。
- (2) 自動車保管場所証明書を再交付した場合は、先に交付した自動車保管場所証明書の控えの欄外にその旨を記載し、経過を明らかにしておくものとする。

第7 自動車保管場所届出(新規・変更)に関する手続

1 保管場所届書の記載要領

保管場所届出書の記載については、第4の2(1)に定めるもののほか、次に定めるところによるものとする。

(1) 軽自動車に係る届出の場合の特例

軽自動車に係る届出については、車両番号の指定の処分を受けてから行われる場合は、車両番号の記載及び自動車検査証の写しの添付があれば、車台番号の記載がなくても受理するものとするが、できる限り車台番号を記載するよう保有者に協力を求めること。

(2) 所有者の変更に係る変更届出における変更前の保管場所の位置の記載

所有者を変更する場合に、変更届出をする届出者である新所有者は、変更前の保管場所の位置を知り得ないことがあるため、「自動車の保管場所の位置」欄における変更前の保管場所の位置に係る記載については、既に表示されている保管場所標章に記載されている保管場所の位置及び保管場所標章を交付した署長を記載するよう指導すること。

2 保管場所届出書の受理時の手続

(1) 記載内容の訂正要領

1の確認を行った結果、記載内容に訂正が必要であるときは、第4の2(2)の定めに準じて措置すること。

(2) 受理

1の確認を行った結果、訂正の必要がなく保管場所届出書及び添付書面（以下「保管場所届出書等」という。）が整っており、かつ、これらに必要な記載がなされている場合は、当該保管場所届出書等を受理すること。

なお、虚偽等のおそれがある場合であっても、書類等形式的要件が満たされているときは、これを受理し、警察官による綿密な調査を行うものとする。

3 保管場所標章番号通知書の作成等

署長は、標章交付申請書（番号通知書）2通に通知書番号、保管場所標章番号、交付年月日及び署長名を記載し、当該標章交付申請書（番号通知書）の1枚目を交付するとともに、当該標章交付申請書（番号通知書）と併せて作成した保管場所標章を交付するものとする。

4 郵送による自動車保管場所届出の受理

届出者が郵送による保管場所届出書等の提出を希望する場合は、当該届出書等を直接提出する場合に準じて取り扱うものとし、次のとおり措置すること。

(1) 措置事項

ア 届出者に保管場所届出書等のほか、届出者の住所及び氏名を記載した返信用葉書の提出を求めること。

イ 郵送された保管場所届出書等を確認し、内容に誤りや不備がなければこれを受理すること。

ウ イにより保管場所届出書等を受理した場合は、提出された返信用葉書に、「当該返信用葉書を持参の上、届出に係る標章の交付手続のために来署を求める」旨を記載して、届出者に返送すること。

なお、不受理とした場合は、「当該返信用葉書を持参の上、訂正等のため来署を求める」旨を記載して、届出者に返送すること。

エ 標章交付手数料の納付を確認の上、標章を交付すること。

(2) 留意事項

ア 郵送による提出書面は保管場所届出書等に限ること。ただし、届出者が誤って標章交付申請書（番号通知書）を同封してきたときは、保管場所届出書等については有効なものとして受理するが、当該標章交付申請書（番号通知書）については届出者が来署した時に返還し、再提出をさせること。

なお、誤って郵送された標章交付申請書（番号通知書）については届出者に返還するまで、確実な保管管理を行うこと。

イ 届出者が署の管轄を誤って郵送してきたときは、当該届出に係る保管場所を管轄する署に転送すること。

ウ 返信用葉書が同封されていない場合は、電話等により届出者に通知すること。ただし、当該通知に要した費用を届出者から徴収しないこと。

エ 1のウにより届出者が来署した場合は、返信用葉書の提示を求めた上、標章交付申請書（番号通知書）2通の提出を受けること。この場合において、当該返信用葉書を亡失、汚損その他の理由により提示できないときは、運転免許証その他の身分証明書により本人確認の上、標章交付の手続を行うこと。

オ 標章交付所要日数の計算については、標章交付申請書（番号通知書）を提出した日から起算すること。よって、標準処理期間は即日となる。

第8 電子申請による自動車保管場所証明に関する手続

電子申請がなされた場合は、次により措置すること。

1 受理時の措置事項

(1) 電子申請データの確認

署長は、電子申請の到達を認知したときは、当該申請内容を印字した上、第4の1(1)の定めに準じて確認すること。

なお、保管場所の位置が管轄外である場合は、当該電子申請に係る保管場所を管轄する署へ転送するものとする。

(2) 補正通知

入力事項等に不備があるときは、OSSシステムにより、申請者に補正すべき事項を通知するものとする。

(3) 車台番号の照会

申請時に車台番号が確定していない場合は、OSSシステムにより車両法第6章の2に規定する登録情報処理機関に照会するものとする。ただし、(2)により補正通知をしたときは、当該補正がなされた後に照会するものとする。

2 現地調査

第6の2の定めに準じて行うものとする。

3 自動車保管場所の適否の判断基準

第4の3に定める基準に基づき行うものとする。

4 証明通知

署長は、電子申請データ及び現地調査に基づき、保管場所が確保されていると認めた場合は、車台番号が特定されたものについて、OSSシステムにより証明通知を行うものとする。

5 保管場所が確保されていると認められない場合の電子申請の取扱い

署長は、保管場所が確保されていると認められない場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、OSSシステムにより、申請者に対して証明通知を行わない旨を速やかに通知するとともに、行政不服審査法の規定による審査請求の方法及び行政事件訴訟法の規定による取消訴訟等の提起に関する事項を教示するものとする。

(1) 1(2)により補正通知をした場合において、当該通知をした日の翌日から起算して5日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始の休日を除く。）以内に補正されなかったとき。

(2) 1(3)により車台番号の照会をした場合において、当該照会をした日から起算して30日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始の休日を含む。）以内に回答がなされなかったとき。

6 電子申請による保管場所標章の交付手続

署長は、OSSシステムにより証明通知を行ったときは、申請者からなされた保管場所標章の交付申請に基づき、当該自動車に係る保管場所標章及び標章番号通知書を出し、申請者に交付するものとする。この場合において、申請者が警察本部での交付を希望しているときは、交通規制課を經由して交付するものとする。

なお、保管場所標章の郵送による交付については、別に定める。

第9 保管場所標章の作成等

1 保管場所標章の番号

保管場所標章に印字する標章番号は9桁とし、左から年別（西暦年の下2桁）、当該標章に係る保管場所証明申請又は保管場所届出の受理番号の7桁目から12桁目までの番号（6桁）、再交付の回数（1桁）とする。

2 保管場所標章の表示の方法についての教示

申請者等に保管場所標章を交付するときは、規則第7条の規定による保管場所標章の表示の方法について、次のとおり教示するものとする。

(1) 保管場所標章に表示された事項が後方から見やすいように、原則として自動車の後面ガラスの左下部に自動車の内側から貼り付けること。

(2) 次のいずれかに該当する場合に限り、自動車左側前部のドアの外側取っ手周辺に保管場所標章を貼り付けること。

ア 後面ガラスがない場合

イ トラック等のように、後面ガラスはあるものの、その後部が幌等で覆

われているため、後面ガラスに貼り付けた場合に保管場所標章に表示された事項を後方から見るのが困難であるとき。

ウ 後面ガラスの内側全面に熱線が張り巡らされており、かつ、後面ガラスの外側全体にリアワイパーブレードが当たるようになっているような場合その他保管場所標章を後面ガラスに貼り付けることが適当と認められない場合

第10 保管場所標章再交付申請に関する手続

保管場所標章再交付申請がなされた場合は、次により措置すること。

1 標章再交付申請書（番号通知書）の確認

標章再交付申請に係る書類の提出を受けたときは、次に掲げる事項について確認すること。

(1) 標章再交付申請書（番号通知書）の記載内容が先に交付した標章番号通知書の内容と同一であること。

(2) 標章再交付申請の理由が次のいずれかの場合であること。

ア 標章が滅失、損傷、識別が困難になったとき。

イ 標章が貼り付けられた後面ガラス又は車体の左側面が取り除かれたとき。

ウ 標章の貼り付けが不完全になったとき。

エ その他再交付を受けることについて、正当な理由があると認められるとき。

2 受理

1の確認を行った結果、訂正の必要がなく標章再交付申請書（番号通知書）が整っており、かつ、これらに必要な記載がなされている場合は、当該標章再交付申請書（番号通知書）を受理すること。

4 保管場所標章の再交付

保管場所標章を再交付する場合は、当該保管場所標章の再交付に併せて保管場所標章番号の記載された標章再交付申請書（番号通知書）の1枚目を交付するものとする。

第11 手数料の徴収事務等

1 手数料の額

申請に係る手数料の額については、高知県警察手数料徴収条例（平成12年県条例第32号。以下「条例」という。）第18条第1項に定めるところによる。

なお、自動車保管場所証明書再交付申請については、自動車保管場所証明書の再交付に係る手数料を徴収する根拠規定がないことから、手数料を徴収

してはならない。

2 手数料の免除

条例第21条の規定による手数料の減免に関する知事の権限については、「知事の権限に属する事項の委任」（平成16年3月県告示第251号）のとおり本部長に委任されていることに基づき、条例第18条第1項の規定による手数料については、申請を行う者が次のいずれかに該当する場合は、当該手数料を免除するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者

3 手数料の免除に係る書面の徴収

2により手数料を免除する場合は、別記様式第9号の手数料免除申立書及び手数料免除該当者であることを証明する書類（写しを含む。）を提出させ、副本として取り扱う申請書の欄外の余白に「手数料免除」と明記するとともに、免除理由を記載の上、確認者印を押印するものとする。

なお、当該手数料免除申立書については、手数料の免除を申し立てる申請の種別、手数料の免除理由等を明らかにした書面をもって代えさせることができる。

4 高知県収入証紙の消印（電子申請を除く。）

高知県収入証紙の消印は、申請書の收受日付印をもって消印すること。この場合において、証明申請書（証明書）とともに仮の提出を受けた標章交付申請書（番号通知書）については、收受したときに消印すること。

5 手数料の免除に係る書類の保管

手数料を免除した申請に関する書類は、手数料を徴収した申請に係る調定書類と別に保管するものとする。

第12 業務運用上の留意事項

1 個人情報の保護

自動車保管場所証明事務の運用に当たっては、個人情報の保護に十分留意すること。

2 証明申請書・証明書等の保管管理

署長は、自動車保管場所制度に係る申請及び届出について申請者等から受理した書類等の確実な保管管理を行い、事件処理等で必要となる場合以外は、容易に取り出せないよう措置を講じること。

第13 自動車保管場所証明等取扱状況の月報及び年報

1 月報

署長は、毎月の自動車保管場所証明等取扱状況について、翌月10日までに、別記様式第10号の自動車保管場所証明等取扱状況（月報）により、交通規制課長を経由して本部長に報告するものとする。

2 年報

署長は、毎年の自動車保管場所証明等取扱状況について、別記様式第11号の自動車保管場所証明等取扱状況（年報）により、交通規制課長を経由して本部長に報告するものとする。

第14 文書の保存期間

自動車保管場所証明申請及び自動車保管場所届出に係る書類は、会計年度により管理し、翌会計年度の初日から起算して5年間保存とするものとする。

別記様式第1号 (第3関係)

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
自動車の使用の本拠の位置			
自動車の保管場所の位置			
※保管場所標章番号			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。 警察署長 殿 年 月 日 住所 申請者 氏名 () 局 番 第 号			
自動車保管場所証明書 上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。 年 月 日 警察署長 印			

- 備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
- (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき((1)に該当する場合を除く。)
- 2 (1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 4 自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置は、原則として住居表示とすること。

自己単独所有・その他	自動車登録番号	旧車の登録番号	連絡先
------------	---------	---------	-----

様式第2号 (第3関係)

保 管 場 所 標 章 交 付 申 請 書																							
車 名	型 式	車 台 番 号	自 動 車 の 大 き さ																				
			長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル																				
自動車の使用の本拠の位置																							
自動車の保管場所の位置																							
<p>私は上記の自動車の所有者であるので、保管場所標章の交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">警察署長 殿</p> <p style="text-align: right;">〒 () 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名</p> <p style="text-align: right;">() 局 番</p>																							
<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">保 管 場 所 標 章 番 号 通 知 書</p> <p>上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。</p>																							
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">保管場所標章番号</td> <td style="width: 5%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>				保管場所標章番号										年 月 日									
保管場所標章番号																							
年 月 日																							
<p>警察署長 印</p>																							

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 2 自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置は、原則として住居表示すること。

自己単独所有・その他	自動車登録番号 車 両 番 号	旧車の登録番号	連絡先
------------	--------------------	---------	-----

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請・届出に係る保管場所である 土地・建物 は、私の所有であることに間違いありません。

警察署長 殿

年 月 日

〒 ()
住所

() 局 番

氏名

備考

- 1 自動車保管場所証明申請の場合は証明申請を、自動車保管場所届出の場合は届出を○で囲んでください。
- 2 土地・建物については、どちらか当てはまる方（両方に当てはまる場合は両方）を○で囲んでください。

様式第4号（第3関係）

保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

保管場所の位置			
使用者	〒（ ） 住所 （ ） 局 番		
	氏名		
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。 年 月 日 〒（ ） 住所 （ ） 局 番 氏名			

備考

- 1 共有の場合は、共有者全員の住所・氏名を記載してください。
- 2 保管場所の位置は、原則として住居表示としてください。
- 3 この保管場所使用承諾証明書は、承諾者が作成してください。

保管場所の所在図

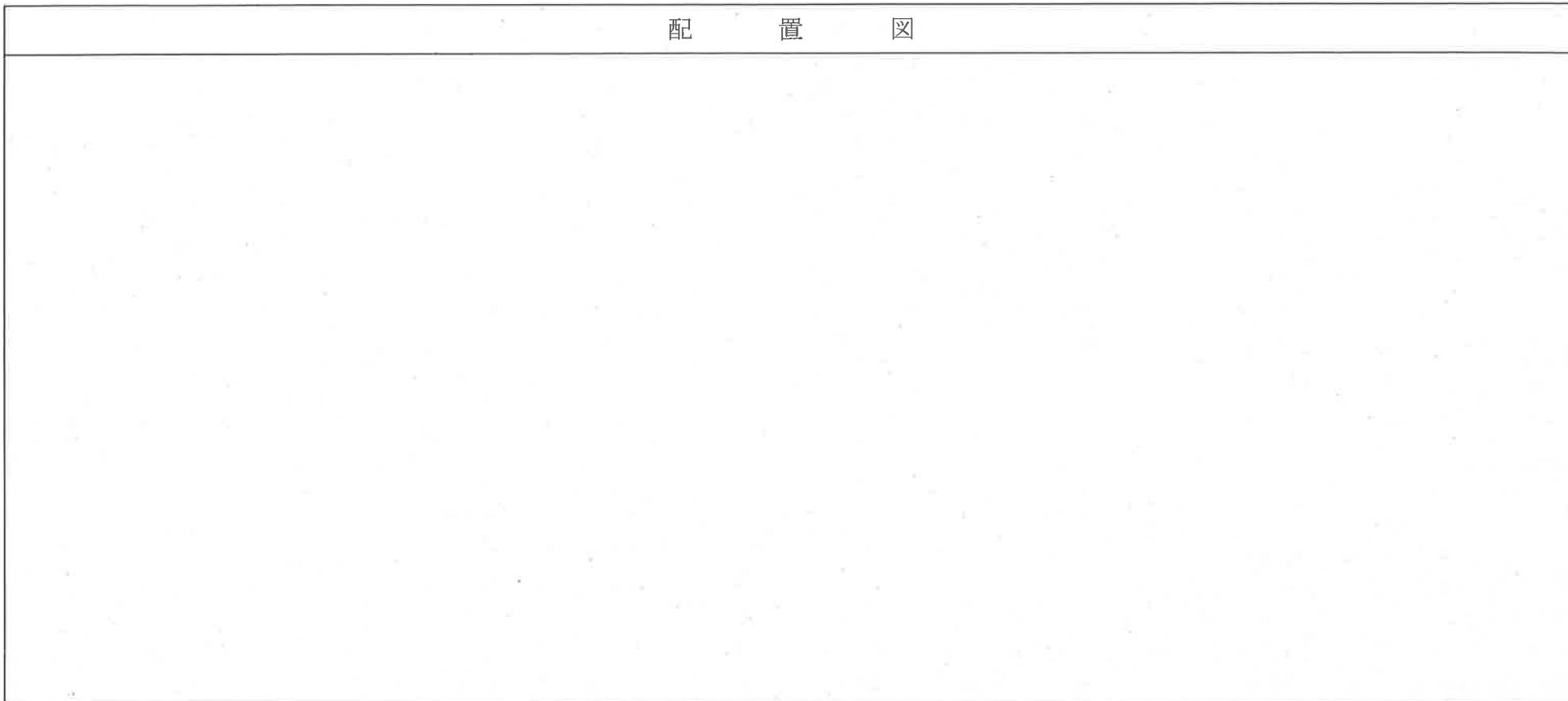
所 在 図

備考

- 1 別紙として、地図のコピーを添付することができます。
- 2 使用の本拠の位置（自宅等）と保管場所の位置との間を線で結んで距離を記載してください。

保管場所の配置図

配 置 図



備考

- 1 保管場所に接する道路の幅員、保管場所の平面の寸法をメートルで記載してください。
- 2 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所を明示してください。

署長	副署長 又は次長		課長	係長	主任	係	受 理 し て よ ろ し い か 月 日

様式第7号 (第3関係)

自動車保管場所届出書 (新規・変更)				自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ		
			長さ	センチメートル	
			幅	センチメートル	
			高さ	センチメートル	
自動車の使用の本拠の位置					
自動車の保管場所の位置					
※保管場所標章番号					
上記の事項について届出をします。					
警察署長 殿			〒 () 年 月 日		
申請者			住所		
			氏名		
			() 局 番		

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条第1項(第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定による届出(以下「変更届出」という。)にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。
- 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。
- 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
- 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であつて届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所と表示されていたとき。
- (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき((1)に該当する場合を除く。)
- 5 4(1)に該当することにより、所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 7 自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置は、原則として住居表示とすること。

自己単独所有・その他	自動車登録番号 車 両 番 号	旧車の登録番号	連絡先

様式第8号 (第3関係)

保 管 場 所 標 章 再 交 付 申 請 書														
車 名	型 式	車 台 番 号	自 動 車 の 大 き さ											
			長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル											
自動車の使用の本拠の位置														
自動車の保管場所の位置														
再 交 付 申 請 の 理 由	滅失	損傷	識別困難 その他 ()											
私は上記の自動車の所有者であるので、保管場所標章の再交付を申請します。 警察署長 殿 千 () 年 月 日 住所 申請者 氏名 () 局 番 第 号														
保 管 場 所 標 章 番 号 通 知 書														
上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。														
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">保管場所標章番号</td> <td style="width: 5%;"></td> </tr> </table>				保管場所標章番号										
保管場所標章番号														
年 月 日 警察署長 印														

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 2 自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置は、原則として住居表示すること。

様式第9号（第10関係）

手数料免除申立書

年 月 日

警察署長 殿

住所

氏名

自動車の保管場所の確保等に関する法律の規定に基づく申請について、次のとおり高知県警察手数料徴収条例（以下「条例」という。）の規定による手数料の免除を申し立てます。

手数料の免除を申し立てる申請	<input type="checkbox"/> 自動車保管場所証明申請（ 件） <input type="checkbox"/> 保管場所標章交付申請（ 件） <input type="checkbox"/> 保管場所標章再交付申請（ 件）
手数料の免除理由	<input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の申請（条例第21条第1項第3号アに該当） <input type="checkbox"/> 生活保護法の規定による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者の申請（条例第21条第1項第3号イに該当）
備考	

注1 該当するものの□にレ印を付けること。

2 「備考」欄は、手数料の免除を申し立てる申請に係る自動車の車台番号を記載すること。

様式第10号（第12関係）

本部長 殿

年 月 日
署長

自動車保管場所証明等取扱状況（月報）

月分

種 別	前月から の 繰越件数	今 月 の 受 理 件 数	計	本 月 の 処 理 件 数								翌 月 へ の 繰 越 件 数	
				却下件数	交 付 所 要 日 数								
					即日	2日	3日	4日	5日	6日	7日以上		
保 場 証	管 所 明												
保 管 場 所 届 出	軽 新 規												
	軽 変 更												
	登 録 変 更												

注1 前月受理し、本月処理したものを含む。

注2 処理状況欄は、受理した日（収受した日）を基準とする。

注3 交付所要日数は、交付可能となった日とする。

注4 「保管場所届出」欄のうち、「軽新規」は新規に運行の用に供する軽自動車の保管場所の届出を、「軽変更」は軽自動車の保管場所の変更を、「登録変更」は登録自動車の保管場所の変更をいう。

様式第11号 (第12関係)

本部長 殿

年 月 日
署長

自動車保管場所証明等取扱状況 (年報)

年中

自動車保管場所証明書									
総 計			所 要 日 数 内 訳						
受理件数	交付件数	却下件数	即日	2日	3日	4日	5日	6日	7日以上

保 管 場 所 標 章								
交付件数	登 録 自 動 車				軽 自 動 車			
	証明 (第4条)	変更届出 (第7条)	事業用届出 (第13条第3項)	再交付 (第6条第3項)	届出 (第5条)	変更届出 (第7条)	事業用届出 (第13条第3項)	再交付 (第6条第3項)

- 注1 「交付件数」欄及び「却下件数」欄には、前期間中に受理し、当該期間中に交付し、又は却下したものを合わせて計上すること。
- 2 自動車保管場所証明書の「所要日数内訳」欄は、自動車保管場所証明の申請を受理してから交付の準備ができるまでに要した日数ごとに、当該証明書の交付件数の内訳を記載すること。
- 3 保管場所標章の「交付件数」欄には、保管場所標章の交付が完了した件数（登録自動車及び軽自動車に係る保管場所標章の交付件数の合計）を計上すること。
- 4 保管場所標章の「届出（第5条）」欄は自動車の保管場所の確保等に関する法律附則第7項の規定による届出に係る保管場所標章の交付件数を、「変更届出（第7条）」欄は同法附則第8項において準用する同法第7条の規定による変更届出に係る保管場所標章の交付件数をそれぞれ含めて計上すること。